

令和5年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程 9 議案第5号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
日程11 議案第7号 租税特別措置法適格者証明
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和5年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は14番篠崎惣壽委員、16番高須一郎委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を報告いたします。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について5件受理しております。合わせまして、田17筆、35,696㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

議案書3ページから10ページまでの9件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものであります。6ページの申請番号7番をご覧いただきたいと思っております。所有者欄の〇〇〇〇様は、平成19年に亡くなっておりませんが、こちらの田1筆と7ページの畑1筆について届け出がなされていなかったということで、今回、併せて〇〇様に相続するものでございます。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「報告第3号農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書11ページをお願いします。

報告第3号「農地法第18条（通知）」を報告いたします。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書14ページまでの4件になります。いずれも双方からの合意解約によるものであります。8ページの申請番号4番から10ページの申請番号9番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条 (委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、「議案第1号農地法第3条(委員会)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

売買による所有権移転件6件でございます。

申請番号1番 高田字沖、田1筆、799㎡、申請番号2番 八筋川字ト杭、田6筆、5,544㎡、申請番号3番 町田字前田、田1筆、240㎡、申請番号4番 稲波字西区、田1筆、991㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号5番 伊佐部字伊佐部、田2筆、310㎡についてでございますが、受人が耕作地取得のため、買い受けるものでございます。

申請番号6番 八千石字八千石、田1筆、90㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

2月1日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、落花生等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機2台、乾燥機2台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積78アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番(木内昌秀君) 6番木内です。申請番号2番について、報告いたします。

2月5日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日、経営面積386アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番(山口和彦君) 13番山口です。申請番号3番について、報告いたします。

2月2日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は240日、経営面積389アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号4番について、報告いたします。

2月5日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積189アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号5番について、報告いたします。

2月5日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。稲刈り、乾燥調製は委託です。農作業従事日数は200日、経営面積187アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

申請番号6番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第2号 農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 蒲ヶ山字水砂、畑1筆、466㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネル192枚設置。

申請番号2番 蒲ヶ山字水砂、畑1筆、506㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネル192枚設置。なお、申請番号1番、2番につきましては、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号3番 橋向字細代、田2筆、991㎡についてですが、非線引き区域、農用地区域除外済みで10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近隣で運送業を営んでおりますが、現在の駐車場が不足していることから申請におよんだものです。事業計画は、トラック5台、通勤車両13台分の駐車場となっております。なお、申請地は第1種農地と判断しましたが、農地法施行規則第33条第4号、申請に係る土地の周辺の地域において、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第2号申請番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。申請番号1番、2番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号3番について、去る7日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 3 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 議案第 3 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 18 ページをお開き願います。

議案第 3 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 1 件でございます。

申請番号 1 番 浮島字岡ノ内、畑 1 筆、1, 269㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を黒田委員よりお願いいたします。

○10 番（黒田和夫君） 10 番黒田です。申請番号 1 番について、去る 7 日、高須委員と推進委員の山田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 3 号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第 4 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 19 ページをお開き願います。

議案第 4 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

新規設定が、79件、225筆、330,158㎡、再設定が、10件、28筆、33,999㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第5号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 70ページをお開き願います。

議案第5号「【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

今回は、4件、14筆、25,154㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第6号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 73ページをお願いします。

議案第6号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

新規配分が4件、14筆、25,154㎡、再配分が2件、3筆、11,799㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 租税特別措置法適格者証明

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局長補佐（平沢心平君） 77ページをお開き願います。

議案第7号「租税特別措置法適格者証明」の交付についてでございます。

農地等の贈与税猶予制度について「租税特別措置法第70条の4」でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」「特例農地等に係る貸付を引き続き行っている旨の証明書」が必要となります。

令和4年12月31日現在の、納税猶予制度の適用者は7名で、今回証明書を提出する適用者は2名でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号1番、2番について去る4日に平山推進委員と調査をいたしました。申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営、及び特定貸付を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては、問題はありませんのでご報告いたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査報告を終了します。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「租税特別措置法適格者証明」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時27分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

14番委員 篠 崎 惣 壽

16番委員 高 須 一 郎